

***C1/X 2023***  
***Regulations***



## 目次

C1/X 2023 競技規定.....	3
C1/X 2023 車両規定.....	10

# C1/X 2023 競技規定

## 第1条 大会

大会名称は、C1/X 2023とする。C1/X 2023は、C1株式会社(以下、「C1(株)」)が発行するC1/X 2023競技規定、C1/X 2023車両規定に従って開催される。

## 第2条 競技種目

1/10サイズの車両によるレース

## 第3条 組織

C1/X 2023は、C1(株)の主催により運営される。主催者は、大会名称を付したレースを組織、開催する。大会の競技委員会は、第5条にて公示される。

## 第4条 主催者

C1(株)

代表取締役：林 佑樹

住所：千葉県柏市若柴178番地4柏の葉キャンパス148街区2 ショップ&オフィス棟6F

電話：0471-14-2985

## 第5条 競技委員会

競技長：原田 祐亮

Round2競技長代理：林 佑樹

## 第6条 規則の熟知と遵守

1. 参加者はレースの諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、競技委員会の指示に従う義務を負うものとする。
2. 参加者は秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技委員会を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な行動をとることは厳に慎まなければならない。暴言を発する行為や威嚇的な振る舞いを行い、この条項に違反した場合は訓戒から失格までの罰則が与えられる。

## 第7条 開催日程

Round 1 OSAKA : 2023年4月15日(土)-4月16日(日)

Round 2 NYC : 2023年12月3日(日)

書類検査、フリーフィンギ、走行前車両検査、フリー走行、公式予選、レース、走行後車両検査(実施しない場合有り)、表彰式

※時刻、車両検査場所については公式通知に示す。

参加者数が一定数を下回る場合は、開催時間が短縮となる場合がある。その際は第32条にて定めた公式通知にて公示する。

## 第8条 開催場所、コース

### Round1

1. 名前：大阪南港ATC ITM棟2F セントラルアトリウム
2. 所在地：大阪市住之江区南港北2-1-10
3. コース長さ：34m
4. コース周回方向：右回り
5. コースレイアウト



## 第9条 クラス構成

C1/X 2023は、下記のクラスで構成される。車両製造コストとは、車両費、車載部品費、改造費、操作部品(プロポやステアリングコントローラ等)費用を含むものとする。

- 1) C1/X：車両コスト無制限のマシンのクラス
- 2) C2/X：車両コスト100万円(税込)以下のマシンのクラス
- 3) C3/X：車両コスト50万円(税込)以下のマシンのクラス

## 第10条 競技の追加・変更、延期または中止

1. 開催種目は、追加・変更される場合がある。追加・変更された場合は第36条にて定めた公式通知にて公示する。
2. 参加者数が一定数を下回る場合は、大会が短縮・延期または中止される場合がある。短縮・延期・中止される場合は第32条にて定めた公式通知にて公示する。

## 第11条 チームの参加条件

- 1) C1公式ウェブサイトでの車両、チーム代表、エンジニア、ドライバーの登録が済んでいること。
- 2) プリーフィング内にてC1(株)が実施する安全講習へ出席し、講習内容の十分な理解ができていないこと。
- 3) 満18歳未満の参加者は、親権者による競技参加出場の承諾を必要とし、参加に関する誓約書(参加申込書)に署名・捺印がなければならない。
- 4) チーム代表は、自身を含むチームメンバー、ゲスト等の行動に責任を持たなければならない。
- 5) チームが無線を使用する場合は、法律に規定された資格を所持していなければならない。(アマチュア無線技士資格等)

## 第12条 参加車両

参加車両は、C1/X 2023 車両規定に合致したものでなければならない。

## 第13条 エントリー

1. エントリー方法  
C1公式ウェブサイトにて行うこと。
2. エントリー先、問合せ先  
C1公式ウェブサイト「Team Entry」ページ：[https://www.c1race.com/team\\_entry/](https://www.c1race.com/team_entry/)  
問合せ用メールアドレス：[info@c1race.com](mailto:info@c1race.com)
3. エントリー受付期間  
2023年8月1日(火)～2023年10月22日(日)

## 第14条 エントリーフィー

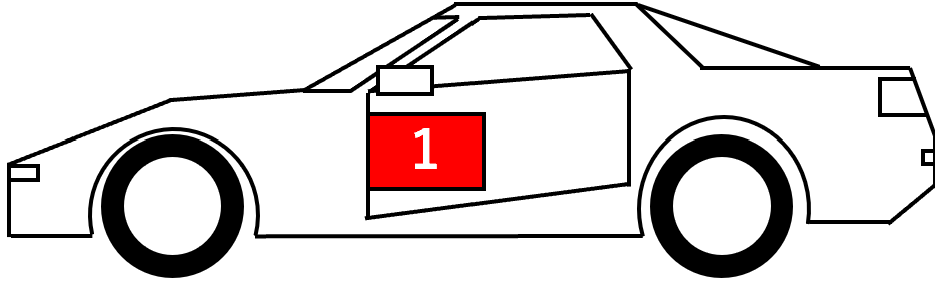
¥6,000-(税込)

C1/Xの前回大会出場チームは、¥5,000-(税込)

エントリー受付期間終了後も、エントリーフィー増額の条件で、エントリーを受け付ける場合がある。詳しくは、C1公式ウェブサイトにて公示される。

## 第15条 ゼッケン番号

1. C1公式ウェブサイトでのエントリー後、エントリーフィー入金完了順に、希望の1桁-3桁のゼッケン番号を取得する。C1/Xの前回大会出場チームが、前回大会と同じゼッケン番号を希望する場合は、それを優先する。取得後、参加者当事者間での合意及びC1(株)の承認に基づき、番号の交換をすることができる。
2. ゼッケン(ゼッケン番号およびゼッケンベースが一体のもの)は、C1(株)支給のものを使用し、参照図 ゼッケン位置の通りの位置および角度で貼付しなくてはならず、その他の場所には貼付しないこと。  
マシン左右のカウルまたはサイドバンパーに対し、各1枚ゼッケンを貼付 W45mm×H30mm  
参照図 ゼッケン位置



支給されたゼッケンへの装飾等の加工は不可とする。参加者に支給するゼッケンは原則として1セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった場合、C1(株)にその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り、そのゼッケン費用の支払を条件として配布される。

3. ゼッケンの色は、以下の通りとする。

車両コストが、100万円(税込)超：緑色

車両コストが、50万円(税込)超、100万円(税込)以下：黄色

車両コストが、50万円(税込)以下：赤色

#### 第16条 車両の改造申請・承認

1. 車両の全改造内容、コスト等、別掲「パーツコストリスト」の内容を、C1(株)へ申請し、C1(株)より承認を受けること。
2. 参加者は、2023年11月19日(日)までに、C1(株)によるパーツコストリストの承認取得を完了していること。
3. 参加者提出のマシン情報は、個人情報等を伏せた上で、C1公式ウェブサイトにて2023年11月26日(日)に公開する。

#### 第17条 書類検査

1. 参加申し込みが正式に受理された参加者には、選手受付場所で、氏名登録されたチーム代表、エンジニア、ドライバーであることを示す、カーナンバーステッカーが交付される。
2. 免許が必要な無線帯域を使用するチームは、使用する無線帯域を使用できる無線技士免許証及び無線局の免許状を、参加受付時に提示しなければならない。

#### 第18条 プリーフィング

チーム代表、エンジニア、ドライバーはプリーフィングに出席しなければならない。なお、プリーフィングをWEB方式で実施する場合がある。その場合は視聴方法等の詳細を公式通知に示す。

#### 第19条 走行規定

1. 動力によるバック走行は禁止され、前進コントロールのみ。ESCにバック機能がある場合は、バックキャンセル設定モードに設定されていること。
2. 走行中にマシンのパーツ等が脱落した場合は速やかにピットインすること。修理が完了していないマシンは再スタートすることができない。
3. 混信などの電波トラブルの申告はレーススタートの前に行うこと。レースがスタートした後の申告は受け付けない。

#### 第20条 予選形式

予選は、1チームずつ、制限時間10分の中で走行し、ベストタイムにより順位を決定する。

#### 第21条 レース形式

##### Round1

1. レースは周回制とし、予選順位による走行枠分けにて決勝レースを行う。予算タイムの差が著しく大きい場合は、第26条の最大決勝出走台数に満たない台数にて、走行枠を分ける場合がある。
2. レースのスタートは、スタートブザーの合図によるスタンディングスタートとする。
3. レース中、競技車がコースアウトおよび転覆などによって走行不能となった場合、コースマーシャルなどがコースに復帰させ、レースを続けるものとする。
4. コースアウトして近道になってしまった場合(ショートカット)は、コース内を逆走することなく自走するか、または競技委員会の手によって正規のコースに復帰しなければならない。

5. ゴールは競技車がゴールラインに達した瞬間とする。
6. 予選順位はタイム、決勝順位は周回によって決定する。
7. レース中のバッテリー交換は認められない。
8. 予選順位の決定は、各競技車両の最も良い成績によって決定され、その成績が同一であった場合には次位の成績によって上位を決める。
9. 決勝での成績が同一であった場合には予選の成績の上位者を上位とする。
10. 以上によって決定できない場合には、主催者の決定によるものとする。

### Round2

1. レースは時間制とする。2台でレースの上、勝ち上がる1台を決定する、トーナメント式とする。予選順位により、トーナメント配置を決定する。詳しくは、C1公式ウェブサイトにて公示する。以下にトーナメントの例を示す。



2. レースのスタートは、スタートブザーの合図によるスタンディングスタートとする。
3. レース中、競技車がコースアウトおよび転覆などによって走行不能となった場合、コースマーシャルなどがコースに復帰させ、レースを続けるものとする。走行継続が不可能でピットにて修復等を実施する場合は、レースに復帰できない。
4. コースアウトして近道になってしまった場合(ショートカット)は、コース内を逆走することなく自走するか、または競技委員会の手によって正規のコースに復帰しなければならない。
5. ゴールは競技車がレース時間終了の瞬間とする。
6. 予選順位はタイム、決勝順位は周回数によって決定する。
7. レース中のバッテリー交換は認められない。
8. 予選順位の決定は、各競技車両の最も良い成績によって決定され、その成績が同一であった場合には次位の成績によって上位を決める。
9. 決勝での成績が同一であった場合には予選の成績の上位者を上位とする。
10. 以上によって決定できない場合には、主催者の決定によるものとする。

## 第22条 レース距離及び最大決勝出走台数

### Round1

1. レース距離：13周(10周にて完走扱いとする)
2. 最大決勝出走台数(1組当たり)：6台

### Round2

1. レース時間：決勝は5分、準決勝以下は3分
2. 最大レース同時出走台数(1組当たり)：2台

## 第23条 レースの終了及び順位認定

### Round1

1. レース終了  
先頭車両が規定の周回数を完走し終わった時点で、コントロールライン上でチェッカーフラッグが表示される。
2. 順位認定
  - 1) 優勝者は定められた周回数を完走して最初にコース上のコントロールラインを通過した車両とする。
  - 2) 優勝者以外の順位は、コントロールラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同周回数の場合はコントロールラインの通過順位とする。

### Round2

1. レース終了  
レース時間が完了した瞬間に、コントロールライン上でチェッカーフラッグが表示される。
2. 勝敗判定  
レース時間が完了した瞬間に、最も周回数の多い車両の勝利とする。

## 第24条 レースの成立・不成立

天候または参加者の人数により、レースを行うことが困難と判断された場合、レース不成立として中止となる。

## 第25条 トランスポンダー

C1(株)より支給するトランスポンダーを車両に取り付けること。

## 第26条 違反行為

C1/X 2023では参加車両の安全性を最大限確保するという観点から、違反行為に対するペナルティを設ける。

1. 以下の項目に該当した競技車にはタイム加算などのペナルティを与える。
  - ・フライングスタートを行った場合。(ただし直後に後続車のさまたげにならずに最後位まで降格した場合を除く)
  - ・ショートカットを行い正しくコースを回り直さなかった場合。
  - ・接触により、他車をコースアウトさせたり、壊した場合。
2. 以下の項目にあてはまるチームは、失格とする。
  - ・車検後に競技車についての規定に違反する改造を行ってレースに出場した場合。
  - ・その他フェアプレイの精神に反し、他のレース参加者に不快の念をおこさせる行為のあった場合。

## 第27条 大会期間中の禁止作業

当該大会期間中の車両交換は、いかなる場合も認められない。

## 第28条 車両検査

1. すべての競技車両は、車両規定を満たすものであるか競技前後に車両検査が行なわれ、規定に反する部分がある場合は、修正されない限り競技への参加は認められない。
2. 競技委員会は、規則違反の可能性のある車両に対し、競技中はいつでも再車検を指示できるものとする。
3. 競技中の再車検において競技車についての規定に反する部分が発見された場合は、それまでの競技記録はすべて無効とし、違反部分が修正されない限り、競技への参加は認められない。競技車両の違反についてはチームがその責任を負う。

## 第29条 車両整備

1. 大会期間中に認められない車両整備は以下のとおりとする。
  - 1) 走行前車両検査時に取り付けられていたパーツの取り外し
  - 2) 走行前車両検査時になかったパーツの取り付け
2. ただし、申請により競技委員会が承認した場合はこの限りではない。

## 第30条 プロモーション協力

参加チームおよびにチームに帰属する全ての者(ドライバー、スポンサー含む)は本大会における自己の氏名、写真、映像、音声、活動の記録等(それらを含むがそれらに限らない)の肖像権をC1(株)に預託し、C1(株)が当該肖像権を使用して商品



化することを承諾する。ただしC1(株)は特定の肖像のみを対象に商品化することは原則として行わず、例外的にある場合は、C1(株)は対象者に対して事前許可を得ることとする。

### **第31条 免責事項**

1. 主催者の判断で、天候・その他の事情により大会の開催を中止する場合がある。
2. 主催者は大会開催期間内において発生した一切の事故や怪我・病気などの責任を負いかねることをあらかじめ了承のこと。参加選手および保護者または付き添い者については、自己責任において保険へ加入のこと。
3. 大会中止時における参加費、その他補填日について
  - 1) 大会が中止となった場合、主催者に支払った参加費以上の返金・補償はできない。
  - 2) 天候・その他の事情により、競技が開催途中で中止された場合、参加費の返金は参加が成立していない選手に対してのみ行うものとし、参加が成立している選手への返金はない。
4. 貴重品は選手の責任で管理するものとし、大会の会場で発生した盗難・紛失について、主催者は一切の責任を負わない。
5. 大会へ参加するに当たっての往路・帰路等移動途中の事故・怪我・病気等に対しても責任を負わない。
6. 主催者は、何ら通知することなく、C1公式ウェブサイトに掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとする。

### **第32条 本規定に記載されていない項目**

本規定に記載されていない全ての項目は、公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、公式通知としてC1公式ウェブサイトにて公示される。

以上

# C1/X 2023 車両規定

## 第1条 出場可能車両分類

- ・FPV Car : VRゴーグルを装着したドライバーが、プロポ、ステアリングコントローラ、その他の操縦デバイスにより遠隔操作する、1/10スケール以下の車両
- ・AI Car : 搭載された人工知能(学習機能を持たない制御も可)により走行する、1/10スケール以下の車両

## 第2条 基本理念

FPV Car、AI Carの場合は、道路運送車両の保安基準において定義される外形・部品寸法の1/10を満たすものでなければならない。本競技規定・車両規定に定められていない項目は、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。

保安基準の代表的寸法規定を以下に例示する。

- ・外形寸法 : 全長1,200mm以下、全幅250mm以下、全高380mm以下
- ・最低地上高 : 9mm以上
- ・ウイングの翼端位置 : 最外側から16.5mm以上内側

C1/X 2023は室内開催につき、CO2等の排気ガス、水等の液体をマシン外へ排出するマシンは不可とする。

## 第3条 安全規定

リチウムポリマーバッテリー充電時は、耐火バッグを使用のこ。その他、改造および付加物の取り付けなどにより当該大会競技委員会が安全ではない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

## 第4条 改造規定

1. FPV Car、AI Carの場合、本車両規定第2条に合致する限り、改造は自由とする。但し、タイヤの溝は必要であるが、溝の深さについては適用除外とする。また、外装の角Rに関する保安基準は1/10サイズではなく、保安基準そのままの寸法とする。
2. C1/X 2023競技規定第9条、第16条に則り、「パーツコストリスト」にてC1(株)の承認を受けた改造以外は不可とする。  
C1/Xクラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、無制限とする。  
C2/Xクラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、100万円(税込)を限度とする。  
C3/Xクラスに出場する車両の「パーツコストリスト」合計金額は、50万円(税込)を限度とする。  
金額の定義はC1(株)の発行するパーツコストリストに明記する。

## 第5条 タイヤ

タイヤに対しグリップ剤、その他のものを塗布や添付は認められない。タイヤウォーマーの使用も禁止する。

## 第6条 灯火類

ヘッドライト、テールランプは、灯火類(LEDランプ等)を設置するか、ボディの色とは別色で塗装するかシールを貼り、ヘッドライト、テールランプと認められるようにしなければならない。

## 第7条 操作方法

ドライバーやAIの情報取得方法は車載装置のみによるものとし(車両を外部から目視しての操作や、コースに設置したカメラによる制御は禁止)、遠隔操作デバイス(プロポ、ステアリングコントローラ等)は自由とする。衛星測位システム等、既に社会インフラとして使用できるデータの使用は自由とする。また、ドライバーを自動運転機能やスポッターによりサポートするか否かも自由とする。

## 第8条 操作機器

1. 操作信号送信機  
場内で使用される無線通信機器類は、日本国内の電波法に適合するものに限られる。
2. 搭載カメラ  
車載カメラは保安基準に適合する寸法、位置で搭載すること(車外装着含め)。
3. 映像送信機

場内で使用される無線通信機器類は、日本国内の電波法に適合するものに限られる。5.8GHzアマチュア無線帯を使用する場合、最大2台の映像送信機の搭載を可能とする。但し、レースにて、2台の映像送信機を搭載した2車両が争う場合は、2車両とも、1台の映像送信機のみを使用して競技するものとする。これは、5.8GHzアマチュア無線帯にて、電波干渉なく同時使用できる送信機の最大数が3台であることに起因する。

以上